

令和2年2月19日

本学の一般入試を受験する皆さんへ

国立大学法人滋賀医科大学

新型コロナウイルス感染症等への対応について、以下のとおり、お知らせします。

新型コロナウイルス感染症は、令和2年2月1日に政令により指定感染症及び検疫感染症に指定されました。

本学の入学試験では、学校保健安全法施行規則で規定されている感染症（インフルエンザ、はしか等）に罹患して治癒していない場合、他の受験生や監督者等への感染の恐れがあるため、入学試験の受験はできません。新型コロナウイルス感染症についても同様です。

試験当日まで新型コロナウイルス感染症等への感染予防（手洗いやうがいの励行、換気が不十分な場所でのマスクの着用等）と体調管理に努めてください。

試験当日は、感染予防のため、咳やくしゃみ等の症状のある人はマスクの着用をお願いします。ただし、写真照合の際には監督者からの指示に従ってマスクをいったん取り外してください。また、試験室の入口付近に「手指消毒用アルコール」を設置するので入室の際には必ず使用してください。

感染症等により入学試験を受けられなかった場合には、追試験等の特別措置及び入学検定料の返還は予定しておりません。